

白井市ふるさと産品認定審査会の 公募等に関する基準

1. 趣 旨

この基準は、白井市ふるさと産品認定審査会の公募委員の選考に関し必要な事項を定める。

2. 公募の周知方法

審査会委員の公募は、「広報しろい」及び「市ホームページ」により行うものとする。

3. 応募の資格等

- (1) 応募資格は、市内に5年以上在住の満18歳以上の者とする。
- (2) 応募方法は、所定の応募用紙に必要事項を記入し、郵便若しくは直接産業振興課に提出し行う。

4. 選考基準

公募委員の選考は、次の各号により市長が判断して決定するものとする。

- ①応募の動機が職務に照らし適切であると判断できること。
- ②性別に偏りが生じないこと。
- ③今までにおける市政への参加の実績が少ないこと。
- ④世代（年齢）に偏りが生じないこと。
- ⑤その他白井市審議会等の委員の公募に関する基準における選考基準を考慮していること。

5. 選考結果

選考結果は、応募者全員に通知するものとする。